

資料編

1 総合計画審議会条例

○五霞町総合計画審議会条例

昭和 48 年 2 月 1 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、五霞町総合計画審議会 (以下「審議会」という。) を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ町計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議をする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 町議会議員

(2) 学識経験者

(3) 一般町民

(4) 町の職員

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る事案の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 五霞村新村建設審議会条例 (昭和 35 年五霞村条例第 11 号) は、これを廃止する。

2 総合計画審議会委員名簿

選出区分	氏名	所属等	備考
議会議員 条例第3条 第2項第1号	樋下 周一郎	町議会	
	鈴木 喜一郎	町議会	R1.6.12 ~ R2.3.31
	宇野 進一	町議会	H30.12.19 ~ R1.5.15
	伊藤 正子	町議会	
	新井 庫	町議会	R1.6.12 ~ R2.3.31
	板橋 英治	町議会	H30.12.19 ~ H31.4.16
学識経験者 条例第3条 第2項第2号	影山 徳治	農業委員会	
	下田 欽嗣	土地改良区	
	福嶋 四郎	商工会	
	吉田 政己	工業クラブ	審議会会長
	増田 清	教育委員会	
	鳩貝 清	社会福祉協議会	
一般町民 条例第3条 第2項第3号	篠崎 悦子	民生委員・児童委員協議会	審議会副会長
	針谷 務	体育協会	
	齊木 忠雄	認定農業者連絡協議会	H30.12.19 ~ R1.6.24
	鈴木 常雄	行政区	H30.12.19 ~ H31.3.31
	知久 武雄	行政区	R1.6.12 ~ R2.3.31
	小澤 清規	行政区	H30.12.19 ~ H31.3.31
	大関 実	行政区	R1.6.12 ~ R2.3.31
	香取 誠	公募委員	
	小村 文絵	公募委員	
町の職員 条例第3条第2項第4号	田神 文明	副町長	

※敬称略。任期は H30.12.19 ~ R2.3.31、但し備考欄に記載がある場合は除く。

3 諮問書・答申書

諮 問 書

平成 30 年 12 月 19 日

五霞町総合計画審議会長 様

五霞町長 染 谷 森 雄

五霞町総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記事項について諮問いたします。

記

第 6 次五霞町総合計画（案）について

令和2年2月28日

五霞町長 染谷 森雄 様

五霞町総合計画審議会
会長 吉田 政 已

第6次五霞町総合計画（案）について（答申）

平成30年12月19日付で諮問のありました第6次五霞町総合計画について、本審議会は、慎重に審議を重ねて参りました。

その結果、第6次五霞町総合計画基本構想に掲げる将来像「キラリ★五霞町 ～快適で居心地のよいまち～」の実現に向けた計画（案）として答申します。

なお、本計画の実施にあたっては、下記に掲げる事項に留意して実現に努められるよう要望します。

記

- 1 将来にわたって活力と魅力あふれる五霞町を創造していくためには、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体となった「重点プロジェクト」に位置づけた取組を推進していくことが不可欠である。既存の手法に捉われることなく、未来への布石を効果的に打ちながら、時代の急速な変化に柔軟に対応できる行政運営に努められたい。
- 2 基本構想に掲げた将来像を実現するためには、人口減少対策は必須である。圏央道五霞インターチェンジ周辺で進む開発の勢いをチャンスと捉え、産業活力の向上や住環境の魅力向上を図りながら、地域の価値を高め、定住人口の増加対策に積極的に努められたい。
- 3 町民の暮らし全般を支えていることをまちづくりの基点として捉え、町民の尊厳といのちを守り、国土強靱化への対応を着実に進めながら、将来を見据えて安全・安心に暮らしていきける五霞を実現していくことが重要である。子供から高齢者まで、障害のある人もない人も、国籍や性別の違いに関わらず、全ての町民が健康で、安全・安心に暮らせるよう、医療・福祉・介護・防災環境の充実に努められたい。
- 4 行政課題が複雑化する中、分野毎に取組を進めていくだけでは解決が難しい問題も多く、政策・施策間の連携をより積極的に図っていくことが望まれる。広域での自治体連携や民間活力の導入、町民や地域の力による協働の取組など、様々な力を活用しながら課題解決に取り組むことに努められたい。
- 5 本計画で示された諸施策の推進にあたっては、無理のない堅実な財政運営を基本として、確実に実施されることが望ましい。町民の豊かな暮らしの実現に繋がるよう、主要施策の実現に向けて的確な実施計画のもと、その着実な進行管理に努められたい。

以上

4 策定委員会規程

○五霞町総合計画策定委員会設置規程

平成 30 年 2 月 6 日

(設置)

第 1 条 五霞町総合計画(以下「計画」という。)の策定について必要な事項を調整し、及び協議するため五霞町総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画の策定において必要と認める事項

(組織)

第 3 条 策定委員会の委員は、五霞町庁議規程(昭和 63 年五霞村訓令第 3 号)第 3 条第 1 項に規定する者(町長及び教育長を除く。)をもって組織する。

2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長を、副委員長は政策財務課長をもって充てる。

3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 策定委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に策定委員会の会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第 5 条 委員長は、策定委員会の協議経過及びその結果について、町長に報告しなければならない。

(策定ワーキングチーム)

第 6 条 委員長は、政策全般及び担当分野のテーマを基に意見交換し、討議を行うほか、資料の収集、調査、分析結果等に基づく計画書素案を策定するため、策定委員会の補助機関として、策定ワーキングチームを置く。

2 策定ワーキングチームは、次の者をもって組織する。

- (1) 策定委員会の委員の所属する課等(五霞町行政組織条例(平成 25 年五霞町条例第 18 号)に規定する課及び町長以外の執行機関の事務局をいう。以下「課等」という。)のグループリーダー 1 人

- (2) 課等の長が、当該課等から推薦した者で、副主幹以下の職にあるもの 3 人以内

(庶務)

第 7 条 策定委員会及び策定ワーキングチームの庶務は、政策財務課において処理する。

(委任)

第 8 条 この訓令に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

5 総合計画策定経緯

平成 29 年度

月 日	会議等	内 容
12月19日(火)	第1回策定委員会	・策定基本方針(素案)について ・スケジュール

平成 30 年度

月 日	会議等	内 容
9月21日(金)	第2回策定委員会	・第6次五霞町総合計画策定方針について ・各種アンケート等の実施について (職員アンケート・市民意向調査) ・達成度調査について
10月2日(火)	第6次五霞町総合計画策定に係る三役ヒアリング①	9:30～10:30 五霞町中央公民館 教育長
10月3日(水)	第6次五霞町総合計画策定に係る三役ヒアリング②	9:30～10:30 五霞町役場 町長 10:30～11:30 五霞町役場 副町長
11月19日(月) ～11月21日(水)	WEB アンケート実施	調査対象:20～59歳の近隣市町在住者 回収数:1,049票 回収率:12.0%
11月22日(木) ～12月7日(金)	事業所意向調査	調査対象:五霞工業クラブ加盟事業所 回収数:22票 回収率:38.60%
12月6日(木) ～12月20日(木)	住民意向調査	調査対象:町内在住の18歳以上の住民 回収数:693票 回収率:22.33%
12月6日(木) ～12月20日(木)	中高生意向調査	調査対象:町内在住の中学2年生及び高校生 回収数:96票 回収率:33.80%
12月19日(水)	第1回審議会	・委嘱 ・会長及び副会長の選任 ・諮問 ・第6次五霞町総合計画の策定について
12月28日(金) ～1月21日(月)	職員意識調査	調査対象:五霞町役場職員 回収数:93票 回収率:95.88%
2月2日(土)	第1回ワークショップ SIM-GOKA-MACHI 2030	時間:13:00～16:00 場所:五霞ふれあいセンター 参加者:住民,町在住中・高校生,町内就労者, 町外住民,町職員
2月16日(土)	第2回ワークショップ もし五霞が100人の町だったら	時間:13:00～16:00 場所:五霞ふれあいセンター 参加者:住民,町在住中・高校生,町内就労者, 町外住民,町職員
3月4日(月)	第3回策定委員会	・各種調査報告 ・ワークショップ実施結果報告 ・まちづくりの目標 将来像について
3月15日(金)	第2回審議会	・各種調査報告 ・ワークショップ実施結果報告 ・まちづくりの目標 将来像について

平成31年度 / 令和元年度

月 日	会議等	内 容
4月23日(火)	団体ヒアリング	時間：9:00～16:45 場所：五霞町役場 分野：健康・福祉 / 産業 / 教育・文化 / 地域・まちづくり
4月23日(火)	第1回ワーキングチーム会議	・会議（デザインチーム）の進め方 ・現行計画の基本計画に関する施策の達成度調査評価の見方 ・将来像（キャッチフレーズ）案
5月10日(金)	第2回ワーキングチーム会議 デザインチームによる ワークショップ	・これまでの五霞町・これからの五霞町についての意見交換 ・将来像キャッチフレーズを考える ・基本構想に位置づけるデザインと方向性の検討
5月20日(月)	第4回策定委員会	・団体ヒアリング実施報告 ・基本構想（案）について
6月12日(水)	第3回審議会	・団体ヒアリング実施報告 ・基本構想（案）について
7月22日(月)	第3回ワーキングチーム会議 デザインチームによる ワークショップ	・施策体系検討ワークショップ テーマ：第1期基本計画の施策体系を考えよう ・戦略事業検討ワークショップ テーマ：戦略事業のパッケージを考えよう
7月30日(火)	第5回策定委員会	・基本構想部分の検討 ・重点プロジェクト部分の検討 ・第1期基本計画部分の検討
8月22日(木)	第4回ワーキングチーム会議 デザインチームによる ワークショップ	・施策体系検討ワークショップ テーマ：第1期基本計画を考えよう
10月10日(木)	第6回策定委員会	・基本計画部分の検討 ・五霞町国土強靱化地域計画（案）について
10月24日(木)	第4回審議会	・第1期基本計画（案）について ・五霞町国土強靱化地域計画（たたき台案）について
11月28日(木)	第5回ワーキングチーム会議 デザインチームによる ワークショップ	・守りの重点プロジェクト テーマ：人口が減少していく五霞町で 継続していかなければならないこと
12月17日(火)	第7回策定委員会 及び 第2回まち・ひと・しごと創生 推進本部会議	・第6次五霞町総合計画（素案） 基本構想について 重点プロジェクトについて 基本計画について 国土強靱化地域計画について
1月15日(水)	第5回審議会	・第6次五霞町総合計画（素案）について
1月22日(水) ～2月21日(金)	パブリックコメント	御意見：0件
2月21日(金)	第8回策定委員会	・第6次五霞町総合計画（案）に関する修正内容について
2月25日(火)	第6回審議会	・第6次五霞町総合計画（案）に関する修正内容について ・答申書（案）について
2月28日(金)	答申	・審議会から町長へ答申
3月4日(水)	議決（令和2年第1回定例会）	・第6次五霞町総合計画基本構想の議決

6 SDGs と第6次五霞町総合計画との連携

(1) SDGs とは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月に開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための17の目標を掲げ、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、ユニバーサル（普遍的）なものとして、先進国を含むすべての国に適用される普遍性が最大の特徴です。

(2) SDGs と総合計画との連携

SDGsの17の目標と第6次五霞町総合計画に掲げる基本理念や将来像は、スケール感や分類等は異なるものの、すべての人に対する視点は共通しています。総合計画の推進を図ることがSDGsの達成に寄与するものと考え、SDGsの理念を踏まえながら、各施策の推進に取り組んでいくことが重要です。

国においても、SDGsを地方自治体が活用することで、特に注力すべき政策課題の明確化や、経済・社会・環境の三側面の相互関連性の把握による政策の推進の全体最適化が実現するとしています。また、自治体と各ステークホルダー間において、SDGsという共通言語を持つことにより、政策目標の共有と連携促進、パートナーシップの深化が実現するとしています。

このようなことから、今後は、第6次五霞町総合計画の推進を図りながら、SDGsの目標の達成に向けた取り組みを進めていくものとします。



出典：国際連合広報センター



SDGs と総合計画の分野別の関連表

第6次五霞町総合計画▶ SDGs▼		章番号	1 まちのかたち			2 ひとの暮らし		3 まちのしくみづくり		4 まちのしごと	
持続可能な開発目標		節番号	1 土台をつくる	2 機能を高める	3 環境を良くする	1 ひとを育てる	2 ひとを支え見守る	1 まちのわ(輪・和)	2 まちの活力	1 行政運営	2 財運営
	目標 1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる					○	●	○		○	○
	目標 2：飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する					○	●		○		
	目標 3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する			○	○	○	●				
	目標 4：すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する					●					
	目標 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う					○	○	●			
	目標 6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		●	●			○				
	目標 7：すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する		●	●							
	目標 8：すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する		●						●		
	目標 9：レジリエントなインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る		○	●	●				●	○	○
	目標 10：国内および国家間の不平等を是正する					●	●	●		●	●
	目標 11：都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする		○	●	●					●	●
	目標 12：持続可能な生産消費形態を確保する		○		●				●		
	目標 13：気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る		○	●							
	目標 14：海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する		○	●					○		
	目標 15：陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る		●	●					○	○	○
	目標 16：持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する							●		●	●
	目標 17：持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する							●		○	○

●：主に関連する政策分野を表す。 ○：補完的に関わる政策分野を表す。

出典：我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（外務省仮訳）

第 6 次五霞町総合計画

令和 2 年 3 月

発行 五霞町政策財務課

茨城県猿島郡五霞町小福田 1162-1

TEL : 0280-84-1111 FAX : 0280-84-1478
